苦情申立て対象機関	保険・健康部国民健康保険課		
	平成20年12月19日付けで届いた国民健康	₹保険料の督促	
苦情申立ての内容	状の指定期限が平成20年12月26日となっていました。		
	しかし、国民健康保険法第79条第2項に「督促状により指定		
	すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過し		
	た日でなければならない。」と規定されていますので、この督促		
	状は法令違反であり効力を有しません。		
	また、国民健康保険課の職員から、国民健康保険の延滞料は納		
	期限内に納めなければ発生する旨の説明を受けましたが、正しく		
	は督促状の指定期限内に完納しなければ発生する:	ものです。	
	担当業務に関する法の知識が不十分なために、		
	って延滞料が徴収できなくなったり、市民が不利益	±を被ることは	
	不幸なことなので、是正してほしい。		
調査結果等	まず、国民健康保険法第79条の条文は、主語な		
	り、健康保険組合が督促する場合の規定でしたので	で、明石市の督	
	促には適用されません。		
	市が徴収する国民健康保険料は、同法第79条の		
	治法に規定する法律で定める歳入」として同法の規		
	とされており、地方自治法第231条の3には、「延滞金につい		
	て、地方税の滞納処分の例により処分することができる。」(第		
	3項)こと、「普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを		
	督促しなければならない。」(第1項)ことが定められています。		
	また、地方税法第331条では「督促状を発した日から起算し		
	て十日を経過した日までに」(第1項第1号)完納しないときは、		
	「滞納者の財産を差し押えなければならない。」(第1項)とされており、これらのは決ちたとに、四万七世第4月間第20名では		
	れており、これらの法律をもとに、明石市財務規則第39条では		
	「10日以内の期限を指定して督促状により督促しなければな		
	らない。」と規定しているものと考えられます。督促状は、これ らの法令等に従っており、是正の必要性は認められませんでし		
		sita en co	
	た。 次に延滞金に関しましては、延滞金を徴収できる	3のは 地方白	
	治法第231条の3第2項に「督促をした場合」と規定されてお		
	り、申立てられたとおりであると考えます。		
	オンブズマンが確認したところでは、以上のとおりですが、明		
	石市行政オンブズマン制度は、申立人が利害を有しない苦情は調		
	査の対象としておらず、その視点から申立て内容を判断します		
	と、申立てられた出来事があっても、納付義務者が納期限までに		
	保険料を納めなければならない事実に何ら変わりはなく、申立人		
	の権利利益が具体的に侵害されることにはならないと考えます。		
	そうしたことから、今回の申立てについては調査しないことに		
	しましたが、職員の説明につきましては、その内容によっては、		
	説明を受けた人の権利利益を侵害してしまうことが考えられま		
	すし、何よりも市民の信頼を損なうことになりかねませんので、		
	関係法令をしっかりと理解し、明確な説明に努める	ることを国民健	
康保険課に対して申し入れておきました。			
苦情申立ての受付年月日	平成21年(2009年) 1月 5日	要した日数	
調査しない旨の通知年月日	平成21年(2009年) 1月14日	9日間	